

(仮称)草津市立プール整備基本計画検討懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(仮称)草津市立プール整備基本計画検討懇話会(以下「懇話会」という。)の開催に必要な事項を定めることにより、(仮称)草津市立プールの整備に係る基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員15人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から選出される者
- (3) 草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第8条の公募により選考する市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(所掌事務)

第3条 懇話会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の検討
- (2) 基本計画の策定に係る助言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(会長および副会長)

第4条 懇話会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ保健課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。